

【認可外保育施設対象】

令和6年9月版

「認可外保育施設指導監督基準」等 について

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課
事業者指導担当

1

世田谷区による認可外保育施設の指導監督について

- 児童福祉法第59条第1項
...都道府県等による、認可外保育施設に対する指導監督を規定。
 - 令和2年4月1日、世田谷区に児童相談所が設置されたことに伴い、
認可外保育施設に対する指導監督権限が東京都から世田谷区に移管。
 - 世田谷区は、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を制定し、
「認可外保育施設指導監督基準」（別表第1）・「評価基準」
（別表第2）により指導監督を実施。
- 指導監督の一環として、各施設に対し、報告徴収（運営状況報告）・
立入調査等を実施。

2

“ 無償化に関する条例 ” の施行について（重要）

令和 4 年 4 月 1 日

「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」施行

経過措置期間（令和 6 年 9 月 3 0 日まで）の適用に関わらず、令和 4 年 4 月 1 日以降、世田谷区では、国が定める「基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ、無償化の対象施設となった。

世田谷区在住の方が利用する場合。

3

1 保育に従事する者の数及び資格

		1日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設	1日に保育する乳幼児の数が 常時 5 人以下の施設
保育従事者	0 歳児	3 人につき 1 人以上	原則として、施設の開所時間については、 <u>常時 2 人以上</u>
	1、2 歳児	6 人につき 1 人以上	
	3 歳児	2 0 人につき 1 人以上	
	4 歳児以上	3 0 人につき 1 人以上	
	備考	<u>常時、複数の保育従事者が配置されていること。</u>	保育士、看護師（助産師及び保健師を含む）又は家庭的保育研修修了者がいる場合は、乳幼児の数が 3 人以下までは 1 人の配置可。

アルバイトやパートは、月ごとに総勤務時間数を常勤職員（月 1 2 0 時間以上勤務）に換算。

（例）月のアルバイト・パートの総勤務時間数 4 9 0 時間の場合

$$490 \div 120 = 4 \text{ 人（換算） 端数切捨て}$$

4

1 保育に従事する者の数及び資格

	1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設
有資格者	必要保育従事者のうち、 <u>おおむね3分の1以上</u>は、 以下の有資格者であること。 保育士 看護師 助産師 保健師	<u>保育従事者のうち1人</u>は、 以下の有資格者であること。 保育士 看護師 助産師 保健師 家庭的保育研修修了者

アルバイトやパートは、月ごとに総勤務時間数を常勤職員（月120時間以上勤務）に換算。保育士でない者を、「保育士」「保母」「保父」その他これに紛らわしい名称で使用することは禁止。

【6人以上の施設のみ】保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人の場合、有資格者について、特例あり（日本の保育士の資格を有する者を1人以上配置することが必要）。

5

2 保育室等の構造設備及び面積

【保育室】

	1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設
面積	おおむね乳幼児1人当たり <u>1.65㎡以上</u> 乳児（おおむね1歳未満児）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所とは別の部屋にするか、同一の部屋の場合は区画し、安全性を確保（ベビーフェンス、ベビーベッド等による区画も可）。	<u>9.9㎡以上</u> （乳幼児を適切に保育することができる広さ）
その他	[共通] 棚やロッカー等が置かれている場合は、その部分は保育室面積から除く。 - 窓等の有効な開口部により、採光及び換気が確保されていること。 - 乳幼児用ベッドの使用にあたっては、<u>同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは禁止。</u> <u>保育室専用の手洗設備が設けられていること。</u> × 便所用と兼用	

6

2 保育室等の構造設備及び面積

【その他設備】

調理室 (調理機能)	- 給食を施設外で調理している場合（仕出し弁当や市販の弁当を利用している場合を含む）は、<u>食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能（電子レンジ、冷蔵庫等）を有する設備を備えること。</u> - 保育室と調理室（調理機能）を区画し、<u>乳幼児が調理室（調理機能）に容易に立ち入ることができないようにすること。</u>
便所	- 児童が安全に使用するのに適当なものであること。 （例）便器のサイズを児童用とする。大人用便器に補助便座及び踏み台を設置する。 - 保育室及び調理室（調理機能）と区画等されていること。 <u>便所専用の手洗設備が設けられていること。</u> × 保育室用と兼用。 × 貯水タンクの上に手洗い器具を設置。 - おおむね幼児20人につき1以上（大便器は児童20人につき1個）設けること。 - 十分に清掃を行い、衛生面に配慮すること。

7

3 非常災害に対する措置

✓ 消火用具（消火器）の設置

…火気使用場所のそばに設置し、通行又は避難並びに性能に支障がないこと。
設置場所及び使用方法について、職員全員が知っていること。

✓ 具体的な計画（消防計画）を策定

東京消防庁のHPに作成例が掲載。

消防法上、収容人員が30人以上の施設については、作成に加え、管轄する消防署への届出義務がある。

届け出た消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出が必要。

✓ 業務継続計画の策定（努力義務）

業務継続計画の雛形は、世田谷区HP（ページID：1601）に掲載。

8

3 非常災害に対する措置

● 訓練

...避難訓練もしくは消火訓練を、少なくとも毎月1回は実施すること。

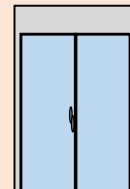
...年に1回以上、緊急通報訓練（119番通報等）を実施すること。

訓練ごとに、実施日時、訓練想定、訓練項目、訓練参加者、
評価・反省点等について、記録を作成すること。

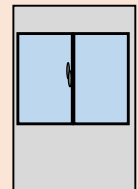
● 非常口

...火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、

2か所2方向で適切に設置されていること。



○ 掃き出し窓



× 腰高窓

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 詳細省略

保育室は原則として1階に設けること。

ただし、やむを得ず2階以上に設ける場合は、防災上の必要な措置をとること。

9

5 保育内容

(1) 保育の内容

...保育所保育指針を踏まえた適切な保育を行う。

...乳幼児一人ひとりの心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫。

✓ 乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定。

→デイリープログラム（日課表、しおり）の作成、保育日誌の作成。

✓ 必要に応じ入所乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔を保つ。

✓ 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮。

✓ 外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保。

✓ 漫然と乳幼児にテレビやビデオを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが
少ない「放任的な」保育にならないようにする。

10

5 保育内容

(1) 保育の内容 (続き)

✓ 必要な遊具、保育用品等を備える。

→ 年齢に応じた玩具を備える。衛生面にも配慮する。

→ 大型遊具を備える場合、事故防止のため、安全性の確認を常に行う。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

● 保育従事者の人間性と専門性の向上

✓ 施設内研修の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努める。

✓ 外部研修に参加する。

✓ 保育所保育指針の理解に努める。

施設内研修の機会を設けた場合や、保育所保育指針について勉強会を実施した場合は、実施日・実施内容等を適宜記録することが望ましい。

5 保育内容

(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 (続き)

● 乳幼児の人権に対する十分な配慮

✓ 身体的苦痛又は精神的苦痛を与えないよう、乳幼児の人権に十分配慮。

保育の振り返りにあたっては、区が配布した「子どもの人権チェックシート」等を適宜使用してください。

● 児童相談所等の専門的機関との連携

✓ 虐待等不適切な養育が疑われる場合、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとる。

[参考] 世田谷区児童虐待通告ダイヤル... 0 1 2 0 - 5 2 - 8 3 4 3 (2 4 時間、3 6 5 日対応)

✓ 心身の発達に遅れが見られる場合や、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関等の連絡先を把握し、適切な対応に努める。

[参考] 発育・発達全般の相談... 各総合支所保健福祉センター健康づくり課 保健相談係

5 保育内容

(3) 保護者との連絡等

- 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

【 3 歳未満児 】

原則として連絡帳を作成すること。

- ✓ 少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況を記載。

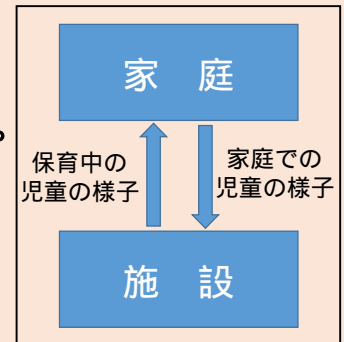
家庭、施設双方の記載があること。

【 3 歳以上児 】

口頭連絡でも可。

- ✓ 連絡事項のうち、重要事項は記録。

保護者との連絡と同時に、職員間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐ。



5 保育内容

(3) 保護者との連絡等 (続き)

- 保護者との緊急時の連絡体制

- ✓ 保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡表を整備。

- ✓ 関係機関（消防署、病院等）の連絡先一覧表等を整備。

→ 全ての保育従事者が容易にわかるようにする。

- 保育室の見学

- ✓ 保護者や利用希望者等から要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、適切に対応する。

6 給食

(1) 衛生管理の状況

- ✓ 食器類や、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用。
- ✓ 哺乳ピンは使用することによく洗い、滅菌。
- ✓ 調理室（調理機能）を清潔に保つ（残飯等を適切に処理する）。
- ✓ 調理方法、配膳を衛生的なものとする。
- ✓ 食事時、食器類や哺乳ピンは、児童や保育従事者の間で共有しない。
- ✓ 原材料、調理済食品（持参の弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）は、腐敗、変質しないよう冷凍・冷蔵設備等を利用等、適切な措置をとる。

集団給食（1回20食程度未満の場合を除く）の取扱いを開始する前に
世田谷保健所に届出。

6 給食

(2) 食事内容等の状況

- 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容
- ✓ 乳児の食事を、幼児の食事と区別。
- ✓ 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とする。
→ アレルギー疾患の乳幼児は、保護者から、医師の指示書（生活管理指導表等）を提出してもらい、それに基づき対応。
- ✓ 市販の弁当（仕出し弁当）等の場合は、乳幼児に適した内容とする。
- ✓ 乳児にミルクを与えた場合、ゲップなどの授乳後の処置を行う。
- ✓ 離乳食摂取後の乳児は、食事後の状況（口腔内に食べ物が残っていないかなど）に注意を払う。

6 給食

(2) 食事内容等の状況 (続き)

● 献立に従った調理

- ✓ 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成。

仕出し弁当の場合は、事前に献立表をもらうこと。

メニューが変更となった際は、事前に保護者に周知すること。

世田谷区ホームページに、区立保育園の給食献立表を掲載しているので、
独自で献立を作成することが困難な場合には、適宜活用すること。

[世田谷区ホームページ掲載先]ページID：1421

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02243/1421.html>

活用する場合は必ず、「世田谷区保育園給食参考」と明記。

7 健康管理・安全確保

(1) 乳幼児の健康状態の観察

- ✓ 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の状態の報告（連絡帳を活用することを含む）を受ける。
- ✓ 降園の際、健康状態の観察を行い、保護者へ乳幼児の状態を報告する。

[登園・降園の際に観察する内容]

体温 排便 食事 睡眠 表情 皮膚の異常の有無
機嫌 等

(2) 乳幼児の発育チェック

- ✓ 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行う。

7 健康管理・安全確保

(3) 乳幼児の健康診断

● 入所時の健康診断

- ✓ なるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに（遅くとも 1 か月以内）に実施。

保護者から、健康診断結果（4 か月以内に乳幼児健診を受診しているものに限る）の提出がある場合等は、入所時の健康診断とみなして可。

● 定期健康診断

- ✓ 1 年に 2 回（おおむね 6 か月毎）実施。

施設において直接実施できない場合は、健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね 6 か月毎の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

7 健康管理・安全確保

(3) 乳幼児の健康診断（続き）

- ✓ 健康診断（入所時・定期）の実施日等を、適宜、児童票等に記録。
- ✓ 乳幼児の体質、かかりつけ医を確認。
- ✓ 緊急時に備え、保育施設付近の病院関係の一覧を作成。
- ✓ 乳幼児の体質、かかりつけ医、保育施設付近の病院関係の一覧を、全ての保育従事者に周知。

(4) 職員の健康診断

- ✓ 職員の健康診断を、採用時及び 1 年に 1 回実施。
- ✓ 調理、調乳に携わる職員は、月 1 回（前月までに）検便を実施。

健康診断記録（採用時分、直近 1 年分）、検便記録（直近 1 年分）は、可能な限り各職員分とも、施設に保管してください。

7 健康管理・安全確保

(5) 医薬品等の整備

- ✓ 最低限必要な、体温計、水まくら（冷却シート等でも可）、消毒薬、絆創膏類等を備える。

(6) 感染症への対応

- ✓ 感染症にかかった乳幼児、感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示。
- ✓ 再登園時には、かかりつけ医の「治癒証明」や「登園許可証」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出など、保護者に理解と協力を求める。
- ✓ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人ひとりのものを準備。

21

7 健康管理・安全確保

(7) 乳幼児突然死症候群等に対する注意

- ✓ 睡眠中の乳幼児の顔色や、呼吸の状態を、きめ細かく観察。
- ✓ 睡眠チェックを記録。

チェック者名も記録に残すこと。

チェック表の記載方法を保育従事者全員が共有すること。

- 記録がなければ、睡眠チェックが適切に実施されていたか確認できない。
- 万が一の事故が発生した際に備え、必ず記録を作成し、保管すること。

【頻度（目安）】

0、1歳児：5分毎 2歳児：10分毎 3歳以上児：15分毎

22

7 健康管理・安全確保

(7) 乳幼児突然死症候群等に対する注意 (続き)

- ✓ 窒息リスク除去の観点から、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる。
- ✓ 「うつ伏せ」や「横向き」から仰向けにした場合も記録をする。
- ✓ 保育中は禁煙を厳守。

23

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保

- 安全計画
- ✓ 安全計画を策定し、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施。
安全計画の雛形は、世田谷区HP (ページID : 1601) に掲載。
- ✓ 職員に対し、安全計画について周知。
(例) ● 事務室内に掲示 ● 各職員に紙回覧
 ● 職員同士のSNS 等で共有 ● 職員会議で共有 等
- ✓ 安全計画に定める研修及び訓練を定期的 to 実施。
 - 施設内研修について、策定した安全計画に定める内容を含めて実施。
 - 避難・消火訓練について、策定した安全計画に定める内容を含めて実施。

24

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

● 安全計画

✓ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知。

→ 安全計画に基づく取組等を実施していることが、保護者に分かるようにしておく。

(例)

- 施設内 (利用者が見やすい場所) に掲示
- 各保護者に紙配布
- 施設のHPに掲載
- 各保護者が閲覧できるアプリ等に掲載

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

● 施設内

✓ 保育室その他乳幼児が出入りする場所における、危険物防止に対する十分な配慮。

- × 危険物がある
- × 書庫等が固定されていない
- × 落下する恐れがある物がある
- × 電源コード・コンセント類が子どもの手が届く範囲にある

✓ 施設内の危険な場所、設備等に囲障を設置。

✓ 窒息の可能性のある玩具、小物等を不用意に保育環境下に置かない。

→ 施設内を定期的に点検すること。

掲示物を貼る際は、画鋲は使用しないこと。

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

● プール活動、水遊び

✓ 専ら監視を行う者、プール指導等を行う者を分けて配置。

適宜、プール日誌等を作成し、活動時の体制（遊泳人数、監視者、プール指導者等）を記録に残すことが望ましい。

● 食事（児童の食事に対する情報や当日の健康状態を把握）

✓ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去。

（例）ミニトマトやぶどうなど、窒息のリスクがあるものは4等分にする。

✓ アレルギーの児童は、医師の指示書（生活管理指導表等）に基づき対応。

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

● 児童の移動のために自動車（送迎バス等）を運行する場合

✓ 児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認。

✓ 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備える。

児童の見落としを防止する装置を備えていなくても、確実に児童の所在確認が行われると考えられる座席が2列以下の自動車等を除く。

✓ バス等の送迎時は、緊急時に備え、運転手の他に1名以上の職員の同乗が望ましい。

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

- 園外活動 (散歩等)

✓ 園外活動時には、複数の保育従事者が対応。

- 不審者・緊急時対応

✓ 不審者が施設内に立ち入らないよう、囲障を設置、施錠を徹底。

✓ 緊急時に、児童の安全を確保する体制を整備。

- 事故への備え

✓ 適切な救命処置が可能となるよう、消防署等の救命講習を受講。

→ いずれかの保育従事者 (常勤職員) が 3 年に 1 回、消防署等の救命講習を受講。

✓ 年に 1 回以上、緊急通報訓練 (1 1 9 番通報等) を実施。

✓ 賠償責任保険に加入するなどし、保育中の万が一の事故に備える。

29

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

- 事故報告 (世田谷区へ報告が必要な事故)

死亡事故

治療に要する期間が 3 0 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

上記 ・ 以外にも、その他、重篤な事故や、事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時

ア 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき

イ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけたとき

ウ その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合

次のスライドに続きあり

30

7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保 (続き)

● 事故報告 (世田谷区へ報告が必要な事故) (続き)

医療機関を受診した事故 (顔や首から上の怪我、傷、歯損傷等で受診の要否の判断が難しい場合は受診することを原則とする)、救急搬送

損害賠償の発生

職員 (従事者) の法令違反行為、著しい非行行為、虐待が疑われる行為
飛び出し、誤飲誤食、閉じ込め等

災害等の発生

その他保育施設が報告を必要と判断するもの及び区が報告を求めるもの

✓ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録。

31

8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示

以下の事項について、施設のサービスを利用する者が見やすい場所に掲示。

- a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物、その他の設備の規模及び構造
- c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間
- f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びに
これらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由
- g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 職員に対する研修の受講状況
- j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方法
- m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項
- o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

令和 6 年 4 月より、上記事項について、「ここdeサーチ」に掲載。

32

8 利用者への情報提供

(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明
✓契約内容等（利用時間、利用料金、緊急時の対応等）について、適切に説明。

(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付
以下の事項について、利用者に書面等により交付。

- a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- c 施設の名称及び所在地
- d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

33

9 備える帳簿

(1) 職員に関する書類等の整備

- 職員の氏名、連絡先、履歴、採用年月日等が確認できる書類

履歴書

- 職員の資格を証明する書類（写）

資格証明書（保育士証、看護師免許証等）

- 各職員の勤務時間毎の割り振りが確認できる書類

シフト表、ローテーション表

- 勤務実績が確認できる書類

出勤簿等

34

9 備える帳簿

(1) 職員に関する書類等の整備 (続き)

- 労働基準法その他の法令に基づき、施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等 (必要記載事項)

労働者名簿

氏名 生年月日 履歴 性別 住所 従事する業務の種類、
雇入の年月日 退職の年月日及びその事由 等

賃金台帳

労働者氏名 性別 賃金の計算期間 労働日数 労働時間数
時間外労働時間数 基本給や手当などの額 税金などの控除額 等

雇用契約書 (労働条件通知書・雇入通知書)

労働契約の期間 就業の場所・従事する業務の内容
始業・終業時刻、時間外労働時間の有無、休憩時間、休日、休暇等
賃金に関する事項 退職に関する事項 (解雇の事由を含む)

9 備える帳簿

(2) 在籍 (利用) 乳幼児に関する書類等の整備

- 在籍 (利用) 乳幼児の氏名、生年月日、健康状態
保護者の氏名、連絡先

} が確認できる書類

児童票 等

- 乳幼児の在籍 (利用) 記録が確認できる書類

登・降園の記録、出席簿 等

- 契約内容等が確認できる書類

利用契約書、重要事項説明書 等

(3) 施設に関する書類等の整備

施設平面図 (各室の面積が確認できるもの)

10 設置者の経営姿勢

- ✓ 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進。
- ✓ 最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢である。
- ✓ 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢である。
- ✓ 保育サービスを実施する責任者として適切な対応をとる。

37

ページIDによる検索方法

The screenshot shows the Setagaya City website with a search menu open. A red circle highlights the '検索メニュー' (Search Menu) icon in the top right. A blue callout bubble points to it with the text '「検索メニュー」をクリック。' (Click 'Search Menu').

Below the menu, a blue callout bubble points to the 'ページIDを入力。' (Enter page ID.) section with the text 'ページIDを入力。' (Enter page ID.).

In the 'ページIDから探す' (Search by page ID) section, the number '1601' is entered into the search box and is circled in red. A blue callout bubble points to it with the text 'ページIDを入力。' (Enter page ID.).

On the left side of the page, there is a text box that reads: 「認可外保育施設指導監督基準」等の詳細は、世田谷区HP（ページID：1601）からご確認いただけます。」 (For details on the 'Guidelines for Supervision and Guidance of Unlicensed Childcare Facilities' etc., you can check the Setagaya City HP (Page ID: 1601)).

38

ご視聴ありがとうございました。

[本件担当]

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 事業者指導担当

電話 03 - 5432 - 2402